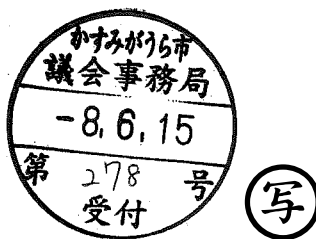


委員会発議第 2 号



茨城県議会議員一般選挙との同日選挙実現のため自主解散の措置を講ずる決議
について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則
第1号）第14条の規定により提出します。

令和8年6月15日

かすみがうら市議会
議長 来栖 丈治 様

提出者 議会改革調査特別委員会
委員長 設楽 健夫

茨城県議会議員一般選挙との同日選挙実現のため自主解散の措置を講ずる決議

かすみがうら市議会議員一般選挙については、選挙執行経費の削減や投票率の向上、選挙事務の効率化等の観点から、市長選挙又は茨城県議会議員一般選挙との同日選挙が望ましいとの認識に至った。また、選挙までの周知期間等を勘案した結果、茨城県議会議員一般選挙との同日選挙を実現することが望ましいとの結論に至った。

さらに、議会改革調査特別委員会において協議を重ねた結果、地方自治法第76条の規定に基づき自主解散を行い、かすみがうら市議会議員一般選挙を前倒しし、令和8年12月の第3日曜日に実施することにより、次回以降の改選時に茨城県議会議員一般選挙との同日選挙を継続的に実現することが可能であるとの結論に至った。

よって、本市議会は、4年後の次回改選時から茨城県議会議員一般選挙との同日選挙を実現することをめざし、令和8年12月1日の自主解散に向け必要な措置を講ずることをここに決議する。